

<自己資本の構成に関する開示事項>

2019年5月10日
株式会社 北國銀行

バーゼルⅢ 国際統一基準 連結 【2019年3月末】

(単位:百万円、%)

CC1：自己資本の構成（銀行連結・持株）					
国際様式の 該当番号	項 目	イ	ロ	ハ	
		2019年3月末	2018年12月末	別紙様式 第十四号 (CC2) の 参照項目	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目（1）					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	206,712	207,065		
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	39,528	39,528	1-a、1-b	
2	うち、利益剰余金の額	169,267	172,679	1-c	
1c	うち、自己株式の額（△）	920	5,141	1-d	
26	うち、社外流出予定額（△）	1,164	-		
	うち、上記以外に該当するものの額	-	-		
1b	普通株式に係る新株予約権の額	-	-		
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	55,452	39,519		
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-		
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）	262,164	246,585		
普通株式等Tier1資本に係る調整項目（2）					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	10,097	9,774	2-a	
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	10,097	9,774		
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	3-a	
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 1	△ 25	4	
12	適格引当金不足額	-	-		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-		
15	退職給付に係る資産の額	-	-		
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-		
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-		
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-		
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-		
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-		
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-		
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-		
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-		
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-		
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-		
27	その他Tier1資本不足額	-	-		
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）	10,096	9,748		
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	252,068	236,836		
その他Tier1資本に係る基礎項目（3）					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	-	
	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	-		
34-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	126	132		

CC1：自己資本の構成（銀行連結・持株）				
国際様式の 該当番号	項 目	イ	ロ	ハ
		2019年3月末	2018年12月末	別紙様式 第十四号 (CC2)の 参照項目
33+35	適格旧Tier 1資本調達手段の額のうちその他Tier 1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-	
35	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-	-	
36	その他Tier 1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	126	132	
その他Tier 1資本に係る調整項目				
37	自己保有その他Tier 1資本調達手段の額	-	-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額	-	-	
39	少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額	-	-	
40	その他金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額	-	-	
42	Tier 2資本不足額	-	-	
43	その他Tier 1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-	-	
その他Tier 1資本				
44	その他Tier 1資本の額 (ニ) - (ホ) (ヘ)	126	132	
Tier 1資本				
45	Tier 1資本の額 (ハ) + (ヘ) (ト)	252,195	236,968	
Tier 2資本に係る基礎項目 (4)				
46	Tier 2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	
	Tier 2資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	
	Tier 2資本調達手段に係る負債の額	-	-	
	特別目的会社等の発行するTier 2資本調達手段の額	-	-	
48-49	Tier 2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	29	31	
47+49	適格旧Tier 2資本調達手段の額のうちTier 2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-	
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-	-	
50	一般貸倒引当金Tier 2算入額及び適格引当金Tier 2算入額の合計額	12,237	11,636	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier 2算入額	12,237	11,636	
50b	うち、適格引当金Tier 2算入額	-	-	
51	Tier 2資本に係る基礎項目の額 (チ)	12,267	11,667	
Tier 2資本に係る調整項目 (5)				
52	自己保有Tier 2資本調達手段の額	-	-	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier 2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	
54	少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	
54a	少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有TLACに該当しなくなったものの額	-		
55	その他金融機関等のTier 2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	
57	Tier 2資本に係る調整項目の額 (リ)	-	-	
Tier 2資本				
58	Tier 2資本の額 (チ) - (リ) (ヌ)	12,267	11,667	
総自己資本				
59	総自己資本の額 (ト) + (ヌ) (ル)	264,462	248,636	
リスク・アセット (6)				
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	2,243,467	2,203,716	
連結自己資本比率 (7)				
61	連結普通株式等Tier 1比率 (ハ) / (ヲ)	11.23%	10.74%	
62	連結Tier 1比率 (ト) / (ヲ)	11.24%	10.75%	
63	連結総自己資本比率 (ル) / (ヲ)	11.78%	11.28%	

CC1：自己資本の構成（銀行連結・持株）				
国際様式の 該当番号	項 目	イ	ロ	ハ
		2019年3月末	2018年12月末	別紙様式 第十四号 (CC2)の 参照項目
調整項目に係る参考事項（8）				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	18,402	19,482	
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	824	572	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-	-	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-	-	
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項（9）				
76	一般貸倒引当金の額	12,237	11,636	
77	一般貸倒引当金に係るTier 2 資本算入上限額	26,953	26,438	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-	-	
79	適格引当金に係るTier 2 資本算入上限額	-	-	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項（10）				
82	適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額	-	-	
83	適格旧Tier 1 資本調達手段の額から適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-	-	
84	適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額	-	-	
85	適格旧Tier 2 資本調達手段の額から適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-	-	

- ・上記は、平成26年金融庁告示第7号の別紙様式第5号に基づく開示事項です。
- ・「国際様式の該当番号」とは、パーゼル銀行監督委員会により平成27年1月に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙1における表に記載された番号を指します。
- ・当期末より新告示が適用されているため、当期末（イ）については新告示の改正事項を反映し、前期末（ロ）については、旧告示に基づいて作成しております。